

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成28年12月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第51号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則

次に掲げる条例の施行期日は、平成28年12月27日とする。

- (1) 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第48号）
- (2) 公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第49号）
- (3) 知事等の給与、旅費及び退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第51号）
- (4) 教育長の給与、旅費、退職手当及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第52号）
- (5) 香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例（平成28年香川県条例第53号）